

報告第 11 号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 26 日提出

加東市長 安田 正義

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第 11 号	平成 30 年 8 月 29 日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第11号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年8月29日

加東市長 安田正義

1 損害賠償の相手方

新定区長 岸本吉晴

2 和解事項

市は相手方新定地区ごみステーション管理用の車止めポールの修理費用の10割を支払う。

3 損害賠償の額

43,200円

4 事故の概要

(1) 事故発生日時 平成30年7月20日 午後1時30分頃

(2) 事故発生場所 加東市新定936番地 新定公民館

(3) 事故の内容 市職員が、ごみ収集業務中、ごみステーションにおいて、ごみを積み込み、公用車を発進させたところ、車両左後部フェンダーをごみステーション管理用の車止めポールに接触させ、損傷させた。